

## 飼い主のいない猫の不妊去勢事業実施要領

### 1 趣旨

近年、飼育者のいないいわゆる飼い主不明猫が放置され、繁殖増加することによって地域住民の生活環境の悪化や健全な動物愛護思想醸成の足かせになっていることが指摘されています。

このような粗悪環境で生息する猫を保護し、不妊・去勢施術等によって繁殖を制限するとともに従順化を促し、ひいては家庭猫としての引き受け手を探すことは、公衆衛生上のみならず動物愛護の観点からも大いに推進されるべきであると考えられます。

従って、飼い主不明猫の減数活動に取り組む団体や個人（以下、「申請者」）に対して、（公社）宮城県獣医師会（以下「獣医師会」）協力会員病院（以下「病院」）において、飼い主のいない猫（仙台市を除く県内に生息するもの：以下「当該猫」）を不妊・去勢手術を実施した場合に一定額を助成して、推進を図るものです。

### 2 助成金支出の条件

#### （1）助成の対象

##### ①対象者

下記のいずれかに該当する申請者が病院で不妊去勢手術を実施した場合に助成する。

- 1) 当該猫の生息地付近に居住又は勤務しており、これを保護した者
- 2) 当該猫を引き取り譲渡を推進する団体又は個人として宮城県に登録した者（以下「登録団体等」という）
- 3) 登録団体等から、当該猫の譲渡を目的とする飼養管理の移管を受けた者

##### ②対象とする当該猫の申請期日

- 1) 申請者が当該猫を保護した日から1か月以内
- 2) 登録団体等から、当該猫の譲渡を目的とする飼養管理の移管を受けた日より1か月以内  
なお、申請受理後に病院の都合や猫の状態による施術実施の遅れはあるものとする。

##### ③申請を受け付けない場合

- 1) 申請時チェックリスト及び申請書に虚偽がある場合
- 2) 上記②の対象とする猫に該当しない場合
- 3 保護した猫に既にマイクロチップが装着されている場合
- 4) 購入や譲渡により既に飼い主がいる猫の場合

##### ④申請における連署人及びその特例

申請者が保護した当該猫で申請する場合は、原則として、申請者と同一世帯でない者でその猫の生息地付近に居住又は勤務する連署人2名が署名し、この3名が飼い主のいない猫と認知して申請するものとする。但し次の場合はその限りでない。

##### 1) 登録団体等の申請

- ① 当該猫を県から引き取り申請する場合は連署人を動物愛護センター又は保健所担当者1名の署名で代替できるものとする。
  - ② 登録団体等が仙台市を除く県内で保護された当該猫を申請する場合は、原則どおりの連署人2名とする。
- 2) 登録団体等から当該猫の譲渡を目的とする飼養管理の移管を受けた者が申請する場合は連署人は移管元の登録団体代表者又は個人登録した者1名で代替できるものとする。

#### （2）助成する金額

不妊手術は1頭当たり12,000円、去勢手術は1頭当たり6,000円とする。

但し、当該年度の予算内とする。

#### （3）申請頭数の制限

同一の個人または団体（以下「申請者」）が一事業年度に受けられる助成頭数は、原則として、

県内で活動する団体にあつては概ね20頭まで、同じく個人にあつては概ね10頭までとするが、前述の登録団体等はこの限りではない。

### 3 実施方法

#### (1) 概要

申請者は、飼い猫との誤認を避けるために地域への周知を図った上で保護したのち、もしくは登録団体等から譲渡を目的とする飼養管理の移管を受けた申請者は、本会の協力病院に連絡・相談し、「申請前チェックリスト」（別紙表面上欄）及び「飼い主不明猫に係る不妊・去勢施術依頼並びに助成金申請書」（別紙表面下欄）に記入し提出する。

依頼を受けた病院は、内容を確認し、誤り等がなければ病院に猫を受け入れるとともに、上記書面をFAXにより獣医師会に送付し、不妊・去勢手術を実施し、終了後「不妊・去勢施術実施報告書」（別紙裏面）に必要事項を記入して速やかに獣医師会に郵送する。

#### (2) 手順

<「飼い主不明猫」の保護>

##### ① 地域住民への周知並びに「飼い主不明猫」の保護

「飼い主不明猫」の保護にあたる団体または個人は、その実施について町内会等を通じて地域住民に周知を図り、飼い猫との誤認を避ける。

<施術の依頼・申請>

##### ② 申請者は、あらかじめ不妊・去勢手術を受けようとする病院に連絡・相談する。

<施術の留意点>

##### 獣医師会への確認

一病院あたりの受け入れ頭数は不妊・去勢手術合わせて年間概ね40頭を上限とするが、上限頭数を超えた病院は申請者から施術相談を受けた都度、獣医師会事務局に電話連絡して予算内か否かを確認するとともに承諾を得ること。また、2月1日以降は施術依頼を受けたすべての病院は、獣医師会事務局に電話連絡して予算内か否かを確認するとともに承諾を得ること。

##### ③ 申請者は「申請前チェックリスト」（別紙表面上欄）及び「飼い主不明猫」に係る不妊・去勢施術依頼並びに助成金申請書（別紙表面下欄、以下「申請書」という）に必要事項を記入し病院に提出する。

##### ④ 病院はチェックリストと申請内容を確認し、誤り等なければ当該猫を受け入れ後に「別紙表面」を獣医師会にFAXする。

##### ⑤ 手術の実施

病院はリーダーを用いてマイクロチップが装着されていないことを確認した後、手術を実施し、雄猫は右耳、雌猫は左耳の頂点を一辺5mm以上の長さを鉗圧して切除（V字カット）する。但し、申請者が、飼い主のいない猫を保護し、自らが飼い主となり、屋内飼育する場合に限り、この切除措置は免除できる。この場合、協力動物病院はマイクロチップの挿入について推進し、挿入することが望ましい。

##### ⑥ 施術費用の支払い

申請者は施術に要した費用を病院の請求に応じて支払う。

##### ⑦ 施術終了の報告

病院は施術が終了した旨を「不妊・去勢施術実施報告書」（別紙裏面）に記入し、速やかに獣医師会に郵送する。（当該月分は翌月5日までに必着）

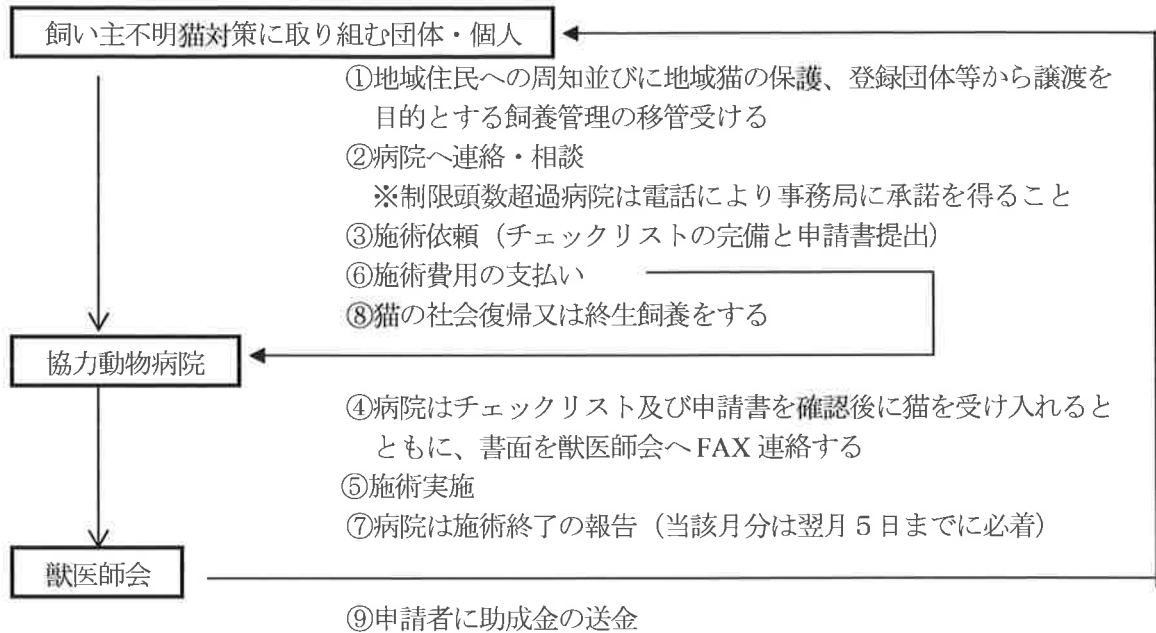
<猫の社会復帰>

##### ⑧ 申請者は施術後に、地域猫として当該猫を元の場所に戻すとともに里親を捜すか、自らが飼い主となり、猫の社会復帰を促進する。

<助成金の受け渡し>

##### ⑨ 助成金の支出

獣医師会は施術実施確認のうえ、指定された申請者口座に所定の助成金を振り込む。



### (3) 助成期間

この事業における助成に係る猫の施術の期間は、4月1日から翌年3月末日までとする。但し、当該年度の予算に達した場合は、期間を短縮することもある。

附則 この要領は、平成26年7月22日から適用する。

2. この要領は、平成29年4月1日から適用する。（一部改正）
3. この要領は、平成31年4月1日から適用する。（一部改正）
4. この要領は、令和2年4月1日から適用する。（一部改正）